委　託　契　約　書（案）

長野県警察本部長　鈴木　達也（以下「委託者」という。）と
（以下「受託者」という。）は、
次の条項により、長野県警察採用募集パンフレット等制作委託業務に関する委託契約を締結する。

（総則）
第１条　委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（秘密の保持）
第１条の２　受託者は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（委託業務）
第２条　委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。
(1)　業務の名称　「長野県警察採用募集パンフレット等制作委託業務」
(2)　業務の内容　「長野県警察採用募集パンフレット等制作委託業務仕様書」のとおり（以下「仕様書」とする。）。

（履行期間）
第３条　委託業務の履行期間は、契約の日から令和８年２月20日までとする。

（委託料）
第４条　委託料は、〇,〇〇〇,〇〇〇円とする。
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇，〇〇〇円）

（契約保証金）
第５条　受託者は、契約保証金〇〇〇,〇〇〇円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。
２　委託者は、第７条第２項の規定により検査に合格し、委託業務完了報告書（成果品）の引渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。
３　契約保証金には、利子を付さないものとする。

（委託業務の処理方法等）
第６条　受託者は、この契約に定めるほか、仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。
２　受託者は、前項の定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。
３　受託者は、委託業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を委託者に届け出なければならない。
４　受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

（業務完了報告及び検査）
第７条　受託者は、委託業務完了後10日以内に、委託業務完了報告書（成果品）を委託者に提出しなければならない。

２　委託者は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内に受託者の立会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
３　受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
４　前２項の規定による検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

（委託料の支払）
第８条　委託者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。
２　委託者が、その責めに帰すべき事由により、前条第２項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

（危険負担）
第９条　第７条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者の負担とする。

（契約不適合責任）
第10条　受託者は、成果品の引渡し後１年間に、当該成果品に直ちに発見することができない種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

（権利義務の譲渡、承継）
第11条　受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（再委託の禁止）
第12条　受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（契約内容の変更）
第13条　委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。
２　前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。
３　委託者は、第１項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（事情変更による契約の変更）
第13条の２　委託者と受託者は、この契約の締結後において、市場価格の変動等により契約内容が著しく不適当となったときは、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
２　前項の場合、委託者と受託者が協議の上、必要があると認めるときは、契約内容を変更することができるものとする。

（著作権）
第14条　本事業に関する所有権及び著作権は、原則として全て委託者に帰属するものとし、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用することができるものとする。
２　第１項にかかわらず受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合に、委託者は権利留保物について当該権利の非独占的使用権を取得する。なお、委託者は受託者の同意の上、この非独占的使用権を第三者に譲渡又は貸与することができる。また、委託者はこれを担保権の目的としてはならない。
３　受託者は、第１項により委託者に帰属することとなる著作権に関する著作者人格権を行使せず、また、受託者の従業員又は受託者等がこれらの権利を有する場合には、これらの者が著作者人格権を行使しないために必要な措置をとらなければならない。

（契約解除）
第15条　委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。
(1) 受託者が、第３条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
(2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。
(3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

（談合その他の不正行為による解除）
第15条の２　委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。
(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
(2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）
第15条の３　委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。
２　委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（債務不履行の損害賠償）
第16条　受託者は、その責に帰すべき事由により、第３条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第７条第１項に規定する期限までに委託業務完了報告書（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書（成果品）を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5％の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

２　委託者は、その責に帰すべき事由により、第８条第１項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5％の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。
３　受託者は、第10条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。
４　受託者は、第15条から第15条の３までの規定により契約が解除されたときは、第５条第１項に規定する契約保証金の額に該当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。
５　委託者は、前項の場合において、第５条第１項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
６　受託者は、第１項又は第４項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

（賠償の予約）
第17条　受託者は、第15条の２各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の２倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第15条の２第１号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。
２　前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（個人情報の保護）
第18条　受託者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）
第19条　受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）
第20条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和７年　　月　　日

委託者　住　　所　　長野市大字南長野字幅下692番地２
職・氏名　　長野県警察本部長　鈴 木　達 也　　印

受託者　住　　所
法 人 名
代表者職・氏名　　印

（別紙）

個人情報取扱特記事項

第１　特記事項

１　個人情報の漏えいの禁止

受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

２　個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止

受託者は、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された個人情報を、滅失、改ざん及び損傷してはならない。

３　個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄

受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が必要でなくなった場合は、委託者の指示により、速やかに個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。

４　個人情報の目的外使用の禁止

受託者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

５　個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止

受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

６　責任体制の整備

受託者は、個人情報の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

７　再委託の制限

(1) 受託者は、本委託業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

(2) 受託者は、本委託業務を第三者（受託者の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託する場合は、業務の着手前に、次に掲げる項目を記載した書面を委託者に提出し、委託者の承諾を得なければならない。

ア　再委託の相手方の名称

イ　再委託が必要な理由

ウ　再委託を行う業務の内容

エ　再委託の相手方において取り扱う個人情報

オ　再委託の相手方に求める個人情報の保護措置の内容

カ　再委託の相手方の監督方法

(3) 受託者は、(2)の規定により再委託を行った場合に、再委託の相手方が更に委託（以下「再々委託」という。）する場合は、業務の着手前に受託者の承諾を得るよう、再委託の相手方に対して義務付けなくてはならない。

(4) 受託者は、(3)の承諾を行う場合は、再々委託について(2)のアからカまでに掲げる項目を記載した書面を委託者に提出し、委託者の承諾を得なければならない。

(5) (3)及び(4)の規定は、再々委託の相手方が更に委託を行う場合以降の契約についても同様とする。

(6) 受託者は、再委託以降の契約の内容にかかわらず、再委託の相手方及びそれ以降の事業者が受託した業務において、当該事業者の個人情報の取扱いについて責任を負うものとする。

８　検査又は調査

(1) 委託者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者に対して、検査又は調査を行うことができる。

(2) 委託者は、(1)の目的を達成するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができ、受託者はこれに従わなければならない。

(3) 受託者は、再委託を行う場合に、再委託の相手方に対して、委託者が検査又は調査を行うことができることとしなければならない。

(4) (3)の規定は、再々委託以降の契約についても同様とする。

(5) 委託者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、受託者以外の業務に携わる各事業者が必要な措置を講じているかどうか検証及び確認するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができ、受託者はこれに従わなければならない。

9　事故発生時における報告

受託者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失、損傷等があった場合は、委託者に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

第２　特記事項の説明

1　個人情報の漏えいの禁止

委託契約によって知り得た個人情報の内容を漏えいすることを禁止するものである。

2　個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止

委託者から引き渡された個人情報を滅失、改ざん及び損傷しないよう安全管理措置を義務付けるものである。

なお、保管場所、保管方法等にも留意するものとする。

3　個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄

委託を受けた業務を行う際に、必要がなくなった個人情報の返還又は廃棄の義務を課すものである。この場合の取り扱う個人情報は、委託者から渡されたもの及び業務を行うため受託者が自ら収集したものがある。

4　個人情報の目的外使用の禁止

委託を受けた業務を行う際に、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の目的外使用及び第三者への提供を禁止するものである。この場合の取り扱う個人情報は、委託者から渡されたもの及び業務を行うため受託者が自ら収集するものがある。

5　個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止

委託者から引き渡された個人情報の複製及び複写を禁止するものである。

なお、業務の安全対策上、情報の二重化等により複写をする場合は、委託者の承諾を得て行うものとする。

6　責任体制の整備

委託を受けた業務を行う際に、取り扱う個人情報を安全に管理するため、受託者内部における管理体制を構築し、その体制を維持するものである。この場合の取り扱う個人情報は、委託者から渡されたもの及び業務を行うため受託者が自ら収集するものがある。

7　再委託の制限

業務の一部を例外的に再委託する場合に、再委託の相手方において個人情報の適切な安全管理措置が講じられることを、委託者が確認した上で再委託の諾否を判断することとするものである。これは、再委託の契約について委託者が監督できることとするためのものであり、再々委託以降の契約においても同様である。

また、再委託以降の契約について、受託者が包括的に責任を負うこととするものである。

8　検査又は調査

委託者が、受託者等の委託業務における個人情報の取扱状況を検査又は調査することができることとするものである。これは、検査又は調査により、個人情報の適切な安全管理措置が講じられているかを検証するとともに、改善事項の早期発見により、個人情報の漏えい事故等を未然に防止するものである。

委託者が必要と判断した際に、受託者に情報提供を求め、又は必要な指示ができるものとするのは、受託者の協力が得られないことによる検査又は調査の遅延等を防止するものである。

委託者が把握していない再委託等が行われていると疑われる場合、派遣労働者による情報の盗用が疑われる場合等、受託者以外の者への検査又は調査についても、受託者に指示をすることで必要な情報収集等を行うことができるようにするものである。

9　事故発生時における報告

委託を受けた業務を行う際に、取り扱う個人情報の漏えい、滅失、損傷等の事故が発生した場合は、個人の権利利益が侵害される危険性が非常に高いため、委託者に直ちに報告し、その指示に従う義務を課すものである。